



せん。それ以前は、ケヤキの柱の前に受刑者を立たせた上で、その首に巻いた縄を柱の穴から柱の背後に回し、それに約75キロおもりをつるした後、足の下の踏板を外すというものでした。

明治13（1880）年、旧刑法制定により、死刑は絞首刑のみとされました。

## 2. 現在の執行方法の工夫

現在の執行方法はある工夫がされています。以前は取っ手を引っ張ると床が落ちる仕組みでしたが、現在はボタンを押すと床が開いて下に落ちる仕組みになっています。ボタンは3つついていて、刑務官の心理的負担軽減のため、どのボタンによって開いた

のかわからない仕組みになっているのです（※法務省は2010年8月に東京拘置所の刑場を公開した）。

## 3. 絞首刑は憲法で禁止されている残虐な刑罰か

絞首刑は憲法にいう残虐な刑罰には当たらないというのは、憲法の確定した判例です。日本の憲法は、命をもって償うしかないほど凶悪な犯罪を犯した人間に対しては、死刑にすることを認めています。その執行方法として、さきほどご紹介した、火あぶりやさらし首、釜ゆでのような派手でみせしめの意味が強いものはやりすぎなので残虐な刑罰と言えるでしょう。それに比べると絞首刑は、そこまでひどいやり方ではないと言えます。なお、絞首刑よりも穏やかな執行方法として、薬物注射の方が良いのではないかという意見もあります。

死刑廃止を主張する人の中には、死刑は残虐な刑罰だから廃止すべきだという意見がありますが、これについては、なぜ死刑判決になったのかという視点が欠けています。卑劣極まりない残虐な行為をしたから死刑判決になったのです。残虐な犯罪行為がなくなれば、死刑判決など出ないのですから、まず、残虐な犯罪行為をなくすことを考えるべきではないでしょうか。

## 4. 会場との討論

凶悪事件被害者の叫びと5人の弁護士の主張を踏まえて、高橋正人弁護士がコーディネーターとなって、参加者と「死刑制度」に関する活発な意見交換が行われました。議論された論点は以下の通りです。

### 生きて償わせる

- ・何を償うのか。いくら償ってもらっても死者（被害者）は生き返らない。だから死んで償って欲しい。
- ・遺族がどういう償いをしてほしいかということに添うのが加害者の償い方法である。
- ・被害者に加えて更にもう1人死に追いやることはないじゃないか。だから生きて償わせる。
- ・罪を犯したから罰（死刑）があるのであって、生きて償うこと自体不合理極まりない発想。生きては償えない。罪刑均衡の法則を常に守るべきだ。

### 個人の尊厳

- ・日弁連は、被害者加害者それぞれの個人の尊厳を尊重する社会の実現のためには、犯罪被害者に対しての手厚い支援をしていく。一方、加害者の基本的な人権擁護のための法制度の改善として死刑廃止を求めている。
- ・人を殺した加害者に尊厳なんかあるのか。命の尊厳

を訴えておきながら、加害者に死刑を求め、命を取ろうとするのは矛盾しているのか？

- ・何もしていなくても突然命を奪った行為をしたのだからその行為に対しての責任としての刑罰の死刑は当然ではないか。
- ・人の命を奪ったらやはり大切な命だから同じ命でしか償えない。
- ・人間が権利だけを求める存在ではなく、理性をもっており、自分のやったことについてはそれ相応の責任を持つ。自分のやったことが死刑に相当するものであればそれは自分の命をもって死刑を受けて責任を果たすべきだ。それが個人の尊厳を尊重した死刑制度のあり方である。

### 償うことと、反省することは同じことなのか

- ・本当に罪を償って反省して真人間になっているような死刑囚には、死刑執行猶予の制度を考えてくれという意見がある。しかし、犯人が反省してくれても



被害者の被害回復にはならない。

・殺人事件の場合には償う相手がいないのだから、どんな形をとっても償うことはできない。加害者が人間性を取り戻して反省して罰を正面から受け止めて罰を受けて欲しいのが被害者遺族の願い。

#### 冤罪・誤判の可能性について

- ・日弁連は、冤罪・誤判の為、死刑執行停止の結論を出しているが、廃止と言う宣言はしていない。誤判の可能性が無くなれば日弁連は死刑に賛成なのか？
- ・まだ決まっていない。今までの再審無罪、誤判の原因は証拠の採取が不備で、非科学的であった。今は科学的な証拠採取がなされており、今後は、原理原則の徹底一疑わしきは被告人の利益等を守っていき、冤

罪をなくす努力をしていくので、冤罪の可能性があるから即死刑廃止と言うことにはならない。

#### 世界の潮流

- ・世界の潮流と言っても国の数で論ずるのは意味がない。日本には日本の文化があり、日本国民の85.6%の死刑存置という声を聞いていくことが肝要である。

#### その他

- ・日弁連の人たちは、被害者の家に民宿して、被害者がどれだけ苦しい実態なのかを知った上で、死刑について論じてもらいたい。
- ・罪にはいくら更生しようが、反省しようが償えない罪があることを理解する必要がある。

## 5. 総括

私にとっての死刑問題というと、17年前の関東弁護士連合会のシンポジウムを思い出します。1995年3月に東京地下鉄サリン事件が起き、同年9月に開かれたシンポジウムで「死刑を考える」をテーマに取り上げました。90年代前半は、世論の中に死刑廃止論者が少しずつ増えていった時代です。色々な団体が死刑について、賛成か反対かといった調査をやっていて、そのほとんどが、その時の資料に網羅されています。政府ないし公的機関が行った調査では、死刑賛成論者が多く、大学の教員や弁護士の団体が行った調査では、廃止論者が多いという傾向がはっきり読み取れます。もうそろそろ日本も死刑を廃止してもよいのではないかと世論が出てきた時代です。そしてまた、弁護士の団体も一生懸命廃止に向けて取り組みをやっていました。そういう中でオウム事

常磐大学国際被害者学研究所教授 諸澤 英道

件が起きたわけです。

ところが、オウムの事件によって、世論が完全に逆転してしまい、それ以前は、3分の2ぐらいの人が死刑廃止を支持していたのですが、翌年の調査は、9割近くの人が死刑賛成に変わっていました。そういう中で関弁連は、死刑を考えるシンポジウムを開かざるをえなかった。準備委員会としては、廃止の議論などできるわけがない、ということだったのではないかと思います。静岡県弁護士会の皆さんが準備にあっていたのですが、その中のある方が、私の被害者学に関する本を目にして、これが切り口になるのではないかと考えたようで連絡してこられました。その方とは、あすの会でお馴染みの白井弁護士だったので、そこからいろいろなことが始まりました。

シンポジウムまでは、弁護士はほとんどが死刑廃